株主各位

東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

K Y B 株式会社

代表取締役 中島 康輔

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただくか、後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、平成28年6月23日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル別館2階
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第94期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第94期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役4名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件

4. 議決権行使について

議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」および「第94期報告書」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyb.co.jp/)に掲載しておりますので、同封の添付書類「第94期報告書」には記載しておりません。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyb.co.jp/)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営政策としており、当社の基本方針や当事業年度の業績および今後の設備投資等を勘案して、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 1. 配当財産の種類 金銭
- 2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金6円 配当総額 1,532,849,292円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株式を活用した機動的かつ柔軟な資本政策等を講じることを可能にするとともに、今次、株主総会にお諮りする「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件」が承認された場合に、当該対応策の実効性を確保するため、発行可能株式総数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

	(下級は交叉部分でありよう)
現 行 定 款	変 更 案
第1条~第5条 (条文省略)	第1条~第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4億9,195万5千</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5億7,300万株</u> と する。
第7条~第40条 (条文省略)	第7条~第40条 (現行どおり)

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となります。つきましては取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	うすいま数 (昭和23年11月11日) 再 任 取締役在任年数13年取締役会出席収(19回/19回/19回/19回/19回/19回/19回/19回/19回/19回/	昭和46年4月 当社入社 平成13年4月 当社相模工場次長 平成15年6月 当社取締役相模工場長兼油圧機器事業部 浦和工場長 平成15年9月 当社取締役相模工場長 平成17年4月 当社取締役ハイドロリックコンポーネンツ 事業本部相模工場長 平成18年6月 当社常務取締役ハイドロリックコンポーネンツ 事業本部長 平成21年6月 当社専務取締役経営企画本部長 平成22年6月 当社取締役社長 平成23年6月 当社取締役社長 平成27年6月 当社取締役社長執行役員 平成27年6月 当社取締役会長(現任) [取締役候補者とした理由] 長年にわたり当社の経営を指揮することによる、経営全般に 関する豊富な経験と高度な見識が、当社の経営に引続き 活かすことができると判断し、取締役の候補者といたしました。	35,000株

候補者番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
2	なかじま やままけ 軸 では 島 康 田和30年11月2日) 再 任 取締役在任年数 11年取 (19回 / 19回	昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 ハイドロリックコンポーネンツ事業本部 油機営業統轄部長 平成17年6月 当社取締役 ハイドロリックコンポーネンツ事業本部油機営業統轄部長 平成19年4月 当社取締役 ハイドロリックコンポーネンツ事業本部営業統轄部長 平成21年6月 当社常務取締役 ハイドロリックコンポーネンツ事業本部長 平成22年6月 当社専務取締役 調達、総務、人事統轄平成23年6月 当社取締役専務執行役員調達統轄、ハイドロリックコンポーネンツ事業本部長平成24年4月 当社取締役専務執行役員調達統轄、ハイドロリックコンポーネンツ事業本部長平成26年4月 当社取締役専務執行役員調達統轄、経営企画本部長 平成27年6月 当社取締役社長執行役員(現任) [取締役候補者とした理由] 長年にわたる経営者としての豊富な経験と高度な見識が、当社経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に引続き活かすことができると判断し、取締役の候補者といたしました。	33,000株

候補者番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	まかまででは、 まがでは、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、、 をは、、 をは、、、、、、、、、、	昭和48年4月 当社入社 平成13年10月 当社相模工場品質保証部長 平成17年1月 当社相模工場製造部長 平成17年4月 当社ハイドロリックコンポーネンツ事業本部相模工場製造部長 平成18年6月 当社ハイドロリックコンポーネンツ事業本部相模工場長 平成19年6月 当社取締役ハイドロリックコンポーネンツ事業本部相模工場長 平成21年4月 当社取締役品質本部長東京21年6月 当社取締役品質本部長 平成23年6月 当社取締役品質本部長 平成23年6月 当社常務執行役員品質本部長 平成26年4月 当社取締役専務執行役員生産統轄、品質本部長平成26年6月 当社取締役専務執行役員生産統轄、品質本部長平成27年6月 当社取締役専務執行役員生産、調達統轄、品質本部長 平成27年6月 当社取締役専務執行役員(現任) [取締役候補者とした理由] 長年にわたり品質および生産分野に従事し、モノづくりに対する深い知見を製造業である当社の経営に引続き活かすことができると判断し、取締役の候補者といたしました。	18,000株

候補者 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	さ齋 (昭和34年8月18日) 再 任 取締役在任年数 5年 取(19回/19回)	昭和58年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成14年8月 財団法人日中経済協会 北京事務所長 平成17年9月 経済産業省経済産業政策局 産業再生課長 平成19年7月 同省 産業技術環境局 産業技術政策課長 平成20年7月 同省 資源エネルギー庁 省エネルギー 新エネルギー部長 平成22年9月 当社特別顧問 平成23年6月 当社取締役専務執行役員 技術本部長兼経営企画本部長 平成26年4月 当社取締役専務執行役員 法務、I T統轄、技術本部長 平成28年1月 当社取締役専務執行役員 航空機器事業部統轄、I T統轄、技術本部長(現任) [取締役候補者とした理由] 経済産業省における多様な経験と当社において培った技術、研究および開発分野に関する深い知見を当社の経営に引続き活かすことができると判断し、取締役の候補者といたしました。	18,000株

候補者番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	か と う たかあき明 (昭和32年6月12日) 再 任 取締役在任年数 1年取締役会出席 (15回/15回)	昭和55年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成17年3月 株式会社みずほコーポレート銀行香港支店長 平成20年4月 みずほ証券株式会社執行役員 同社常務執行役員 同社常務執行役員 みずほセキュリティーズ アジア会長 四成25年4月 当社入社常務執行役員 経理本部副本部長 平成26年6月 当社専務執行役員 経理本部長 当社専務執行役員 経理本部長 当社取締役専務執行役員 監査統轄、CSR統轄、経理本部長、経営企画本部長 当社取締役専務執行役員 経理本部長(現任) 「取締役候補者とした理由」財務および会計、IRに関する深い知見を有すると共に、豊富な国際経験と知識等を当社の経営に引続き活かすことができると判断し、取締役の候補者といたしました。	6,000株

候補者番 号	ふ り が な	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当	所有する当社
	氏 (生年月日)	(重 要 な 兼 職 の 状 況)	の株式の数
6	つ鶴 で	昭和45年4月 東京地方検察庁検事 平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長 平成18年6月 退官 平成18年7月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成19年6月 帝国ピストンリング株式会社(現TPR株式会社) 社外取締役(現任) 平成19年9月 J. フロントリテイリング株式会社 社外監査役(現任) 平成24年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) 「社外取締役候補者とした理由] 弁護士としての専門的な知識および経験を有することから、 当社における内部統制およびコンプライアンスの強化等に 対し有益なご意見やご指摘を引続きいただけると判断し、 社外取締役の候補者といたしました。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。 「重要な兼職の状況] 鶴田六郎法律事務所代表 弁護士 TPR株式会社 社外取締役 J. フロントリテイリング株式会社 社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役	0株

候補者番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
* 7	しまざわ しゅうへい 平 塩 澤 修 円 (昭和30年9月19日) 新 任 社外取締役候補者 独 立 役	昭和56年4月 慶應義塾大学経済学部助手昭和62年4月 慶應義塾大学経済学部助教授平成6年4月 慶應義塾大学経済学部教授(現任)平成13年1月 内閣府国際経済担当参事官平成17年10月 慶應義塾大学経済学部長平成24年3月 ケネディクス株式会社社外取締役(現任) [社外取締役候補者とした理由]経済学の専門家として豊富な知識および見識に基づき、当社における金融ならびにCSR面での有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、社外取締役の候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者番号欄※印は新任取締役候補者であります。
 - 3. 候補者鶴田六郎氏および塩澤修平氏は社外取締役候補者であります。 なお、当社は鶴田六郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。 塩澤修平氏についても社外取締役として就任した場合は、鶴田六郎氏と同様に東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 4. 候補者塩澤修平氏は、業務を執行しない社外取締役として就任予定になりますが、塩澤修平氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約の概要は次のとおりであります。

- ・本契約締結後、取締役として、その任務を怠ったことにより当社に対し損害賠償責任を負う場合においてその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間あたりの額に相当する額として会社法施行規則第113条1号に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額を、当該損害賠償責任の限度とし、それを超える損害賠償責任は免除するものであります。
- 5. 候補者鶴田六郎氏との間におきましても昨年度就任時に上記4. に記載された内容にて責任限定契約を締結しております。

第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役4名全員任期満了となりますので、あらたに監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	あ か 井 智 8 男 (昭和29年6月16日) 再 任 監査役在任年数 5 年 監査役会 2 9 回 / 2 9 回)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社法務・監査室長 平成17年4月 当社制度法務部長 平成18年2月 当社総務・人事部長 平成20年6月 当社人事本部長 平成21年6月 当社監査部長 平成23年6月 当社常勤監査役(現任) [監査役候補者とした理由] 内部監査やグループ会社の監査役として豊富な経験を有していることから、引続き当社の監査業務に活かすことができると判断し、監査役の候補者といたしました。 [重要な兼職の状況] なし [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 赤井智男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	12,000株

候補者番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	たに みち ま史 (昭和27年1月30日) 再 任 社外監査役 候補者 監査役 会出 (29回/29回)	昭和50年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成12年8月 同行証券化営業部長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行資本市場部長 平成15年4月 みずほ証券株式会社常務執行役員 米国みずほ証券社長 平成18年6月 ヒューリック株式会社専務執行役員 平成22年7月 同社顧問 平成23年6月 当社常勤監査役(現任) [社外監査役候補者とした理由] 金融機関在任中に得た知識および経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから引続き有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、社外監査役の候補者といたしました。 [重要な兼職の状況] なし [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 谷充史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	7,000株

候補者 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	かりせ おされ (昭和29年7月22日) 再 任 社外監査役候補員 監査役会出席で (29回/29回)	昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本 興亜株式会社)入社 平成15年4月 同社大阪企業営業第一部長 平成18年4月 同社本店営業第三部長 平成21年4月 同社執行役員兼日本財産保険(中国)有限公司総経理 平成23年4月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員(中国・アジア地域担当)兼日本財産保険(中国)有限公司総経理 平成23年6月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員(中国・アジア地域担当)兼日本財産保険(中国)有限公司董事長平成24年4月 株式会社損害保険ジャパン顧問 平成24年6月 当社常勤監査役(現任) [社外監査役候補者とした理由] 損害保険会社在任中に得た知識および経験に基づき、主に業務監査の観点から引続き有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、社外監査役の候補者といたしました。 「重要な兼職の状況」なし [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 川瀬治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	5,000株

候補者番 号	ふ り が な名 氏 生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	やまもと お央 (昭和27年10月31日) 再 任 監査役在任年数 1年 監査役会出席収 (23回/23回)	昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営企画部付理事 平成17年6月 当社関連事業本部事業企画部長 平成19年6月 カヤバシステムマシナリー株式会社 取締役管理部長 平成21年6月 同社常務取締役管理部長 平成24年4月 KYBトロンデュール株式会社取締役副社長 平成27年6月 当社常勤監査役(現任) [監査役候補者とした理由] グループ会社にて企業経営に携わる等当社内において多様な経験を有していることから、引続き当社の監査業務に活かすことができると判断し、監査役の候補者といたしました。 [重要な兼職の状況] なし [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 山本始央氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	10,000株

- (注) 1. 候補者谷 充史氏と川瀬 治氏は社外監査役候補者であります。
 - なお、当社は川瀬 治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役候補者との責任限定契約について
 - 各候補者と当社との間で昨年度より責任限定契約を締結しております。
 - その契約の概要は次のとおりであります。
 - ・本契約締結後、監査役として、その任務を怠ったことにより当社に対し損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間あたりの額に相当する額として会社法施行規則第113条1号に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額を、当該損害賠償責任の限度とし、それを超える損害賠償責任は免除するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成27年6月24日開催の第93期定時株主総会において補欠監査役に選任された重田敦史氏の選任の効力は本総会が開始されるまでの間とされておりますので、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、社外監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期といたします。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略(重	要な	兼職	の	状	況	歴)	所有する当社 の株式の数
しばた あっし 重 田 敦 (昭和32年3月31日) 補欠社外監査役候補者	平成18年3月月月月月日日 18年3日 18年	同株同同株東 役企び摘よ 状ト策 と行式社社式京 補経業のをし 別ル売 間常会代代社権 者営業かた マ株 のる お式 特	東武 (京本) は と (京本) は (京本) は (京本) は (できません) は (専 ジ式 皇 断 表査 係 水会 な確、 締 つ	締役・代表を経れて、一番をは、それを経れて、これをは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	取締役神 監査役 基づき あため 社外	出長(現任) (現任) ・、当社の の有益な ・監査役の	0株

(注) 監査役との責任限定契約について

候補者重田敦史氏と当社との間では、同候補者が監査役に選任されることを条件に効力を生ずる責任限定契約を締結しております。その契約の概要は次のとおりであります。

・本契約締結後、監査役として、その任務を怠ったことにより当社に対し損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の 1 年間あたりの額に相当する額として会社法施行規則第113条 1 号に定める方法により算定される額に、2 を乗じて得た額を、当該損害賠償責任の限度とし、それを超える損害賠償責任は免除するものであります。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、当初平成19年6月26日開催の第85期定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入し、直近では平成25年6月25日開催の第91期定時株主総会の決議により継続しておりますが(以下、「現プラン」といいます。)、その有効期限は、平成28年6月開催予定の当社第94期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成28年5月17日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)し、本プランとして継続することを決定しましたので、本議案において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの現プランからの主な変更点は、独立委員会の構成変更になります。以下のとおり、独立委員会は、社外取締役および社外監査役から構成されることといたしました

(P22「3.独立委員会の設置」およびP34「独立委員会規程の概要」ご参照)。

現 プ ラ ン	本 プ ラ ン			
社外有識者および社外監査役	社外取締役および社外監査役			

その他、語句の修正、文言の整理等も行っております。

本プランの具体的内容につきましては、添付文書(平成28年5月17日付で「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」として公表しました適時開示文書)をご参照ください。

平成28年5月17日

各位

会社名 KYB株式会社 代表者名 代表取締役社長執行役員 中島 康輔 (コード番号 7242 東証第1部) 問合せ先 執行役員法務部長 坪井 勝 (TEL 03-3435-6460)

当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、当初平成19年6月26日開催の第85期定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入し、直近では平成25年6月25日開催の第91期定時株主総会の決議により継続しておりますが(以下、「現プラン」といいます。)、その有効期限は、平成28年6月開催予定の当社第94期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)し、本プランとして継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの現プランからの主な変更点は、独立委員会の構成の変更になります。独立委員会は、現プランにおきましては、社外有識者および社外監査役から構成されることとなっておりますが、本プランにおきましては、社外取締役および社外監査役から構成されることといたしました。その他、語句の修正、文言の整理等も行っております。

本プランを決定いたしました取締役会には、監査役全員が出席し、いずれの監査役からも本プランについて異議は出されておりません。

なお、平成28年3月31日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございませんので念のために申し添えておきます。

I 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、 最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが過去にみられたところであり、今後、当社に対しそのような行為が強行される可能性も否定できません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記Iの会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期的経営戦略」による企業価値向上への取組み

当社は『KYBグループ力をもって、グローバルで戦い、世界で勝つ』をスローガンに掲げ、平成26年度から平成28年度を対象期間とする中期経営計画を策定しており、創立100周年の飛躍に向けた創立80周年をターニングポイントとして、下記を基本として志向・行動することとしております。

- (1) AC (オートモーティブコンポーネンツ) 事業 世界5極 (日本、欧州、中国、ASEAN、北米) 開発によるグローバルでの顧客獲得と市販ビジネスの拡大
- (2) HC (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業 航空機器・農業機械・鉄道機器などの拡大と建機用油圧製品のコスト競争力確保

(3)人財育成

グローバル成長戦略を支える人財の育成と確保およびグローバル経営幹部育成

- (4)技術・商品開発 各市場ニーズに基づいた商品開発体制の強化および関連する新技術開発
- (5) モノづくり リードタイム半減活動の海外および取引先への展開拡大によるグループ生産性向上および国際物 流費の低減
- (6) マネジメント 欧州・中国・米州地域統轄機能の充実

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、次に定める経営理念に基づき、ステークホルダーの発展を含めた社会への貢献を当社の使命とし、持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を目指しております。

≪経営理念≫

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

- 1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
- 2. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
- 3. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先様・社会の発展に貢献します。 持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に 貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の 構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、次の基本方針に基づきコー ポレートガバナンスの強化および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

≪基本方針≫

- 1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2. 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
- 3. 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
- 4. 当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。

- 5. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当 社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。さらに、当社では以下の事項につい ても取り組んでおります。
 - ①役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動指針」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。全グループ企業を対象とする社内通報制度(即報・目安箱)を整備し、さらに公益通報者保護法の施行を受け、専用の通報・相談窓口を設置しております。
 - ②当社は監査役会設置会社を採用しております。当社取締役会は原則として1ヶ月に1回開催(監査役も毎回出席)し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、監査役のうち2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。
- Ⅲ 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プラン導入の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に 株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模な買付行為に関する情報が提供されるべきである、とい う結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する当社取締 役会としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、 弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模な買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保に合致すると考え、以下の内容の大規模な買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、前述 I の会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務および事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更し、本プラン(別紙2のフローチャートをご参照ください。)として継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含めます。)。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23 第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等 の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は、大規模買付者の共同保有者とみなします。)または、

(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権および発行済株式の総数は、有価証券報告書、半期報告書および 自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会を設置いたします(独立委員会規程の概要につきましては、別紙3をご参照ください。)。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から選任します。現在の独立委員会委員である社外監査役の川瀬治氏は本プランへの継続後も引き続き就任し、新たに社外取締役の鶴田六郎氏および塩澤修平氏が就任する予定です(略歴につきましては、別紙4をご参照ください。)。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討を行った上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案 に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を日本語で 記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- 4国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、 その内容について公表します。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を、上記(1)、①から⑤までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報(以下、「本必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。なお、大規模買付ルールに基づく本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループ(主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資にかかる事業体である場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません。)その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。)の詳細(具体的名称、出資割合、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、発行済株式の総数、過去10年以内における法令違反行為の有無(およびそれが存する場合にはその概要)、および保有する当社株式の数・過去の売買履歴、ならびに役員の氏名、略歴、所有株式の数、過去における法令違反行為の有無(およびそれが存する場合にはその概要)、および保有する当社株式の数・過去の売買履歴等を含みます。)
- ②大規模買付者およびそのグループの内部統制システムの具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法および内容(大規模買付行為の対価の価格・種類(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類

および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額)、買付等の時期、関連する取引等の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社の株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。)

- ④大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の基礎については、具体的な算定根拠、対価となる金銭が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容、算定方法、株式の種類に応じた買付価格の差については換算の考え方等の具体的内容、算定に用いた数値情報、買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、ディスシナジーの額およびその算定根拠、および算定の際に第三者の意見を聴取した場合は、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った具体的な経緯を含みます。)
- ⑤大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。)を行うことに関する意思連絡を含みます。)の有無および意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ⑥大規模買付行為の資金の裏付け(預金の場合は、預金の種類別の残高、資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません)を含みます。)の具体的名称、業種、調達方法、調達金額、資金提供が 実行されるための条件の有無および資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容ならびに関連 する取引の内容を含みます。)
- ⑦大規模買付者がすでに保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑧大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑨大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社および当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等(組織再編、企業集団の再編、解散、大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)
- ⑩大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員、役員、および研究所、工場等が所在 する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者と当社および当社グループとの関係に関しての変更 の有無およびその内容

- ① 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株式の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由、長期的な資本提携を目的とする政策 投資としての大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ②重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ③大規模買付行為の後、当社の株式をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ④大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第 三者から取得すべき独占禁止法その他の法令に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。)
- ⑤大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性およ び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- ⑩反社会的勢力およびテロ関連組織との関連性の有無(直接・間接を問いません。) および関連が存する場合にはその関連に関する詳細ならびにこれらに対する対処方針
- (の)その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断した事項

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し 情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があ った場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社 取締役会は大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報 提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提供するとともに、その旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために 必要であると認められる場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長

60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款上検討可能な対抗措置をとることがあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を選択した場合の概要は別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者 に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的

で株式の買収を行っている場合

- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資 として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却 等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急 上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、 その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企 業価値に照らして著しく不十分または不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著し く毀損すると判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊 する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合
- ⑨大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であり、 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4. (3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動について、株主の皆様の意思を確認することを独立委員会が勧告した場合、また、かかる勧告がない場合であっても、確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための手続きをとることがあります。

当社取締役会は、独立委員会の勧告および株主の皆様の意思を最大限尊重した上で、対抗措置発動また は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、効力発生日の前日までの間は、当該新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより、対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当 社が上場する金融商品取引所規則等に従い、適時適切に開示いたします。

6. 本プランが株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることにつながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記5.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者を含む特定株主グループ以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者を含む特定株主グループ以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止また は発行した新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予 約権を失います。)を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った 株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者を含む特定株主グループについては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合、当社は新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループではないこと等を誓約いただくため、当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に基づき、適時適切にその旨について開示します。

7. 本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止

本プランは、本株主総会でのご承認をもって同日より発効することとし、有効期間は、本株主総会の終結時から平成31年6月開催予定の第97期定時株主総会の終結時までとします。

また、本プランは、本株主総会において継続をご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から随時見直しを行い、株主総会でご承認をいただき、本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規 則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理 由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独 立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に 合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ 1. 「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会でのご承認をもって同日より発効することとしており、本株主総会にて本プランについて株主の皆様の意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになり、株主の合理的 意思に依拠したものとなっております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 7. 「本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

当社株式の状況(平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 491,955,000株

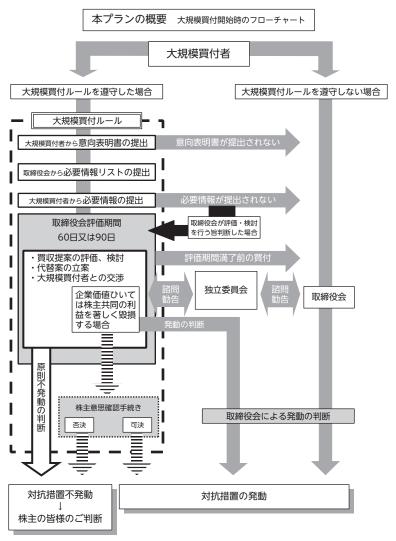
2. 発行済株式の総数 257,484,315株

3. 株主数 16,482名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出	は 資 の 状 況		
株 <u>土</u> 石	持株数	持株比率		
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	19,654千株	7.7%		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,893千株	4.3%		
明治安田生命保険相互会社	10,046千株	3.9%		
日 立 建 機 株 式 会 社	8,920千株	3.5%		
K Y B 協力会社持株会	6,745千株	2.6%		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,521千株	2.6%		
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	6,115千株	2.4%		
株式会社大垣共立銀行	5,914千株	2.3%		
株式会社みずほ銀行	4,905千株	1.9%		
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI 0 1	4,163千株	1.6%		

注) 持株比率は自己株式(2,009,433株)を控除して計算しております。



(注)本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営 陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

鶴田 六郎(つるた ろくろう)

昭和18年6月16日生まれ

(略歴) 昭和45年4月 東京地方検察庁検事

平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長

平成18年7月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

平成19年6月 帝国ピストンリング株式会社(現TPR株式会社)社外取締役(現任)

平成19年9月 「フロントリテイリング株式会社社外監査役(現任)

平成24年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役(現任)

平成27年6月 当社 社外取締役 (現任)

塩澤 修平(しおざわ しゅうへい)

昭和30年9月19日生まれ

(略歴) 昭和56年4月 慶應義塾大学経済学部助手

平成62年4月 慶応義塾大学経済学部助教授

平成6年4月 慶應義塾大学経済学部教授(現任)

平成13年1月 内閣府 国際経済担当参事官(平成15年3月退官)

平成17年10月 慶應義塾大学 経済学部長(平成21年9月退任)

平成24年3月 ケネディクス株式会社 社外取締役 (現任)

川瀬 治(かわせ おさむ)

昭和29年7月22日生まれ

(略歴) 昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社

平成15年4月 同社大阪企業営業第一部長

平成18年4月 同社本店営業第三部長

平成21年4月 同社執行役員兼日本財産保険(中国)有限公司総経理

平成23年4月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員(中国・アジア地域担当) 兼日本財産保険(中国)有限公司総経理

平成23年6月 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員(中国・アジア地域担当) 兼日本財産保険(中国)有限公司董事長

平成24年4月 株式会社損害保険ジャパン顧問

平成24年6月 当社社外監査役(現任)

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株 予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

- 1. インターネットによる議決権行使について
 - (1)書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

- (2) 行使期限は平成28年6月23日(木曜日)午後5時15分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード (株主様が変更されたものを含みます。) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ね することはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にし たがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器 によってはご利用いただけない場合があります。
- 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部まで、お問い合わせください。

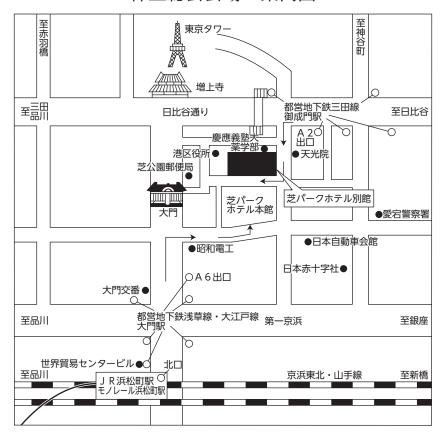
- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

[メモ欄]

株主総会会場ご案内図



- 都営地下鉄三田線・御成門駅(A2出口) 徒歩約5分
- 都営地下鉄浅草線・大門駅(A6出口) 徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線・大門駅(A6出口) 徒歩約6分
- JR東日本・浜松町駅(北口) 徒歩約11分



